

昭和三十五年建設省令第十七号

施工技術検定規則

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項、第二十七条の四、第二十七条の十第三項及び第二十七条の十一の規定に基づき、施工技術検定規則を次のように定める。

（技術検定の検定種別）

第一条 建設業法施行令（以下「令」という。）第三十四条第五項の建設機械施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、次のとおりとする。

- 一 第一種 ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーバーその他これらに類する建設機械による施工
- 二 第二種 パワ・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
- 三 第三种 モーター・グレーダーによる施工
- 四 第四种 ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工

（技術検定の科目及び基準）

- 五 第五種 アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フニッシャー、コンクリート表面仕上機その他これらに類する建設機械による施工
- 六 第六種 くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工
- 3 令第三十四条第五項の土木施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、土木、鋼構造物塗装及び薬液注入とする。
- 4 令第三十四条第五項の建築施工管理に係る二級の第二次検定の検定種別は、建築、躯体及び仕上げとする。

（検定の公表）

第二条 一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、検定種目ごとに別表第一に定めるとおりとし、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、検定種目ごとに別表第二に定めるとおりとする。

- 2 建設機械施工管理及び土木施工管理に係る二級の第一次検定及び第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうち別表第三において検定種目及び検定種別ごとに定めるものとし、建築施工管理に係る二級の第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうち別表第四において検定種別

（検定の実施期日、実施場所その他の技術検定の実施に關し必要な事項は、国土交通大臣があらかじめインターネットの利用その他適切な方法により公表する。）

（第一次検定の受検資格）

- 2 一級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定が行われる日の属する年度の末日ににおける年齢が十九歳以上の者とする。
- （第二次検定の受検資格）

第五条 一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に關し五年以上実務の経験を有する者
- 二 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に關し、国土交通大臣の定める実務の経験（第五号において「特定実務経験」という。）一

年以上を含む三年以上実務の経験を有する者

- 三 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に關し特例監理技術者（建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二

十六条第四項に規定する特例監理技術者をいう。）の行うべき職務を補佐する者として一年以上実務の経験を有する者

四 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目に關し二年以上実務の経験を有する者

五 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目に關し特定実務経験一年以上を含む三年以上実務の経験を有する者

六 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

- 2 二級の第二次検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる検定種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 建設機械施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種別に關し二年以上実務の経験を有する者

ロ 建設機械施工管理に係る二級の第一次検定に合格した後受検しようとする第二次検定の検定種別に關し一年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

二 土木施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種別に關し三年以上実務の経験を有する者

ロ 土木施工管理に係る二級の第一次検定に合格した後受検しようとする第二次検定の検定種別に關し三年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

三 建築施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 建築施工管理に係る二級の第一次検定に合格した後受検しようとする第二次検定の検定種別に關し三年以上実務の経験を有する者

ロ 建築施工管理に係る二級の第一次検定に合格した後受検しようとする第二次検定の検定種別に關し一年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

四 電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種目に關し三年以上実務の経験を有する者

ロ 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種目に關し一年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

（第一次検定の受検申請）

第六条 国土交通大臣が、検定種目（建設機械施工管理及び土木施工管理に係る二級の第一次検定及び第二次検定並びに建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては、検定種別。以下この条において同じ。）ごとに、当該検定種目に係る建設工事に從事するのに障害となると認めて指定する精神上又は身体上の欠陥を有する者は、前二条の規定にかかわらず、当該検定種目に係る技術検定を受けることができない。

第七条 第一次検定（指定試験機関が第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請に關する事務を行ふものを除く。）を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(権限の委任)

第十七条 この省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、第十三条に規定する合格証明書の交付を受けようとする者、第十五条第二項に規定する申請をしようとする者又は前条に規定する合格証明書の再交付を申請しようとする者の住所地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 第十三条の規定による合格証明書の交付の申請を受理すること。

二 第十五条第二項の規定による合格証明書の書換えの申請を受理すること。

三 前条の規定による合格証明書の再交付の申請を受理すること。

1 附則抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三六年五月二〇日建設省令第一八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年九月二日建設省令第五一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月七日建設省令第一〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年七月一一日建設省令第二〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年四月一〇日建設省令第六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月九日建設省令第一二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年三月二日建設省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年八月三一二日建設省令第一三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年八月二七日建設省令第一四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年一一月一九日建設省令第一六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年六月六日建設省令第一〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年六月一八日建設省令第二七号) 抄
この省令は、平成十年七月一日から施行する。

附則 (平成一四年八月二日国土交通省令第九三号)
この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十四年八月五日) から施行する。

1 附則 (平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号)
この省令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。

附則 (平成一四年八月二日国土交通省令第四一号)
この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十四年八月五日) から施行する。

1 附則 (平成一七年六月一七日国土交通省令第六八号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則 (平成一七年六月一七日国土交通省令第六八号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則 (平成一七年六月一七日国土交通省令第六八号)
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令による改正後の施工技術検定規則第一条、第二条及び第四条の規定は、平成十八年ににおいて行われる技術検定から適用するものとし、平成十七年において行われる技術検定については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年一月一日国土交通省令第五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年七月七日国土交通省令第四五号)
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中施工技術検定規則第四条第一項第五号の改正規定は、平成二十一年八月一日から施行する。

附則 (平成二一年七月七日国土交通省令第四五号)
(経過措置)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一項中施工技術検定規則第四条第一項第五号の改正規定は、平成二十一年八月一日から施行する。

2 この省令の施行前に交付した改正前の施工技術検定規則別記様式第六号による合格証明書は、改正後の施工技術検定規則(以下「新規則」という。)別記様式第六号による合格証明書とみなす。

3 この省令の施行前に建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新規則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新規則別記様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。
附則様式(イ)
(附則第3項関係)

附則様式(イ) (附則第3項関係)

番号	
1級技術検定合格証明書	
氏名	
年月日生	
建設業法の規定に基づく 年月日生	に関する1級の技術検定に合格した
ことを証し、1級	技士と称することを認める。
年月日	国土交通大臣
	印

(附則様式(イ)
(附則第3項関係))

附 則（平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（施工技術検定規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の施工技術検定規則第四条第二項及び第十条第三項の規定の適用については、同令第四条第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

附 則（平成二八年一月二二日国土交通省令第三号）

この省令は、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年一一月一〇日国土交通省令第六七号）

1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)
この省令による改正後の施工技術検定規則第二条の表建設機械施工、建築施工管理、電気工事施工管理及び管工事施工管理の項、第四条第三項、別表第一の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項並びに別表第二の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項の規定は、平成三十年度において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年度において行われる技術検定については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則（令和二年八月二八日国土交通省令第六九号）抄
(施行期日)**

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則（令和二年八月三一二国土交通省令第七〇号）
(施行期日)**

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年四月一日。次条において「一部施行日」という。）から施行する。

**附 則（令和二年八月三一二国土交通省令第七〇号）抄
(施行期日)**

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年四月一日。次条において「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第一次検定又は第二次検定を受けようとする者は、一部施行日前においても、第二条による改正後の施工技術検定規則（以下「新施工技術検定規則」という。）第四条第一項又は第四条の二第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、国土交通大臣（技術検定受検申請書の受理に関する事務を行なう者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、新施工技術検定規則第四条第二項若しくは第四条の二第二項の規定の例により、書面の提出を求めることができる。

附則様式(イ) (附則第2条第5項関係)

番 号	
1級技術検定合格証明書	
氏 名	
年 月 日生	
建設業法の規定に基づく 建物の施工に係る技術検定に合格した	
ことを証し、1級 技士と称することを認める。	
年 月 日	
国土交通大臣	
印	

- 2 第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第五条の規定の例により、その申請を行うことができる。
- 3 国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行なう者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、前二項の規定による申請があつた場合には、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第六条の規定の例により、受検票の交付をすることができる。
- 4 この省令の施行前に交付した改正前の施工技術検定規則様式第六号による合格証明書は、新施工技術検定規則第六号による合格証明書とみなす。
- 5 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成二十一年国土交通省令第四十五号）の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新施工技術検定規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定規則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定規則別記様式第六号の様式にかわらず、次の様式によるものとする。
- 附則様式(イ)
(附則第2条第5項関係)

附則様式(ロ)
(附則第2条第5項関係)

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年三月二十四日国土交通省令第九号）

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月二八日国土交通省令第七号）抄

1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

附 則（令和五年五月一二日国土交通省令第四三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月一二日国土交通省令第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第三条（建設業法施行規則第五条、第七条の十六第二項、第九条第三項、第十四条の二第一項、第三項及び第四項、第十四条の四第九項、第十七条の六第二項第一号、第十七条の十二第十一号、第十七条の十六第二項、第十七条の十八第二項、第十七条の三十第三項及び第四項、第十七条の三十六第二項第三号及び第二項、第十七条の三十八第二項、第十七条の四十四、第十八条の十六第二項、第二十一条の八第二項、第二十一条の十、第二十六条第六項から第八項まで並びに第三十条第一項第十九号から第二十一号までの改正規定に限る。）並びに附則第六条の規定 公布の日

二 略

三 附則第四条の規定 令和六年一月一日

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の施工技術検定規則様式第六号による合格証明書は、第二条の規定による改正後の施工技術検定規則（以下「第二条改正後施工技術検定規則」という。）様式第六号による合格証明書とみなす。

第三条 建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十号）の施行の日からこの省令の施行の日までの間に建設業法第二十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から第二条改正後施工技術検定規則第十五条第二項の規定による合格証明書の書換え又は第二条改正後施工技術検定規則第十六条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式は、第二条改正後施工技術検定規則様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。

附則様式（イ）（附則第三条関係）

附則様式（イ）（附則第三条関係）

番 号	写真
2級技術検定合格証明書	
氏 名	年 月 日生
建設業法の規定に基づく ことを証し、2級 技士と称することを認める。	
年 月 日	
国土交通大臣	
印	

附則様式(イ) (附則第3条関係)

		番 号
1級技術検定(第一次検定)合格証明書		
氏名	 写真	
年 月 日生		
建設業法の規定に基づく		に関する1級の第一次検定に合格した
ことを証し、1級	技士補と称することを認める。	
年 月 日		
国土交通大臣		 印

附則様式
(イ)
(附則第3条関係)

附則様式(ロ) (附則第3条関係)

		番 号
1級技術検定(第二次検定)合格証明書		
氏名	写真	
年 月 日生		
建設業法の規定に基づく		に関する1級の第二次検定に合格した
ことを証し、1級	技士と称することを認める。	
年 月 日		
国土交通大臣		<input type="checkbox"/> 印

附則様式
(ロ) (附則第3条関係)

附則様式(ハ) (附則第3条関係)

		番 号
2級技術検定(第一次検定)合格証明書		
氏名	 写真	
年 月 日生		
建設業法の規定に基づく		に関する2級の第一次検定に合格した
ことを証し、2級	技士補と称することを認める。	
年 月 日		
国土交通大臣		 印

附則様式(ニ) (附則第3条関係)

附則様式(二)（附則第3条関係）

番 号	
2級技術検定(第二次検定)合格証明書	
氏名	写真
年 月 日生	
建設業法の規定に基づく	
に関する2級の第二次検定に合格した	
ことを証し、2級	技士と称することを認める。
年 月 日	
国土交通大臣	
印	

(準備行為)

第四条 第一次検定又は第二次検定（いずれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、第二条改正後施工技術検定規則第七条第一項又は第八条第一項の規定の例により、その申請を行なうことができる。

種目	検定	施工	機械	建設	管理	次検	第一	定	区分	検定	検定科目
建設機械施工法	建設機械	潤滑剤	石油燃料	潤滑剤	石油燃料	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図面に関する一般的な知識を有すること。	土木工学	建設機械原動機	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図面に関する一般的な知識を有すること。
建設機械施工法	建設機械	潤滑剤	石油燃料	潤滑剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。	1 建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。	土木工学	建設機械原動機	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図面に関する一般的な知識を有すること。
建設機械施工法	監理技術者	監理技術者	監理技術者	監理技術者	監理技術者	監理技術者による補佐（法第二十六条第三項ただし書に規定する監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、建設機械の施工能力の測定を行うために必要な知識を有すること。 3 監理技術者補佐として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。	土木工学	建設機械原動機	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図面に関する一般的な知識を有すること。		

第二 次 檢							法規	施工管理法	用を行ふために必要な応用能力を有すること。			
科目のうち に掲げ る科 目下欄												
施工 工法	舗 装 用 機 械 操 作 施 工 方 法	締 め 建 設 機 械 操 作 施 工 方 法	モー タ ー ・ グ レ ー ダ ー 操 作 方 法	シヨベ ル系建 設機 械操 作施 工法	トラク ター系 建設 機械 操 作 施 工 方 法	科 目二 ち げ る科 目下欄						
1 防止用 機械 操作 方法	1 補装用 建設機械 による建設 工事の施工 を適確に行 う能力を有す ること。	1 締め固め 建設機械 による建設 工事の施工 を適確に行 う能力を有す ること。	1 モーター・ グレーダーの 操作を正確 に行う能力を 有すること。	1 シヨベル系 建設機械(パ ワー・シヨベル 、バックホウ、ド ラグライン、クラ ムシェルその他これら に類する建設 機械)をい う。(以下同じ。) の操作を正確 に行う能力を 有すること。	1 トラクター系 建設機械(ブル ドーザー、トラ クター・シヨベル 、モーター・スク レーバーその他これら に類する建設 機械)をい う。(以下同じ。) の操作を正確 に行う能力を 有すること。	1 下欄に掲 げる科目 のうち に掲げ る科 目下欄	1 監理技術者 補佐として、 建設機械によ る建設工事の 施工の管理 を行ふため に必要な法令 に関する知識 を有すること。 2 監理技術者 補佐として、 建設機械によ る建設工事の 施工の管理 を行ふため に必要な施工 計画の作成方 法及び工程管 理、品質管 理、安全管理等 工事の施工の 管理方法に關 する知識を有す ること。	1 監理技術者 補佐として、 建設機械によ る建設工事の 施工の管理 を行ふため に必要な法令 に関する知識 を有すること。 2 監理技術者 補佐として、 建設機械によ る建設工事の 施工の管理 を行ふため に必要な施工 計画の作成方 法及び工程管 理、品質管 理、安全管理等 工事の施工の 管理方法に關 する知識を有す ること。	4 監理技術者 補佐として、 建設機械の統一的かつ能率的な運 用を行ふため に必要な応用能 力を有すること。			
2 補装用 建設機 械操 作 方法	2 補装用 建設機械 による建設 工事の施工 を適確に行 う能力を有す ること。	2 締め固め 建設機械 による建設 工事の施工 を適確に行 う能力を有す ること。	2 モーター・ グレーダーの 点検及び故 障の発見を正 確に行う能 力を有すこと。 3 モーター・ グレーダーの 点検及び故 障の発見を正 確に行う能 力を有すこと。 4 モーター・ グレーダーの 点検及び故 障の発見を正 確に行う能 力を有すこと。	2 シヨベル系 建設機械の 点検及び故 障の発見を正 確に行う能 力を有すること。 3 シヨベル系 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。 4 シヨベル系 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。	2 モーター・ グレーダーの 点検及び故 障の発見を正 確に行う能 力を有すること。 3 モーター・ グレーダーの 点検及び故 障の発見を正 確に行う能 力を有すること。 4 モーター・ グレーダーの 点検及び故 障の発見を正 確に行う能 力を有すること。	2 トラクター系 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。 3 トラクター系 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。 4 トラクター系 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。	2 トラクター系 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。 3 トラクター系 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。 4 トラクター系 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。	2 トラクター系 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。 3 トラクター系 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。 4 トラクター系 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。	4 監理技術者 補佐として、 建設機械の統一的かつ能率的な運 用を行ふため に必要な応用能 力を有すること。			

第一 次 檢							施工管理法	建設機械組合せ	基礎工事用建 設機械の点検 及び故障の発見 を正確に行う能 力を有すること。
土木工学等									
施工 工法	土木 建設 機械 操 作 施 工 方 法	土木 工学 等	施工 管理 法	建設 機械 組合せ	施工 工法	土木 工学 等	施工 管理 法	建設 機械 組合せ	基礎工事用建 設機械の点検 及び故障の発見 を正確に行う能 力を有すること。
1 補装用 建設機 械操 作 方法	1 補装用 建設機械 による建設 工事の施工 を適確に行 う能力を有す ること。	1 土木一式工 事の施工の管 理を適確に行 うため必要な 設計図書に 基づいて工事 現場における 施工計画を適 確に作成す ること。	1 監理技術者 補佐として、 土木一式工事の 施工の管理を 適確に行うた めに必要な法 令に関する知 識を有すること。	1 基礎工事用 建設機械(く い打機、く い抜機、大 口径掘削機 その他の工事 用建設機械をい う。以下同じ。) の操作を行 うため必要な 知識を有すること。	1 基礎工事用 建設機械の点 検及び故障の 発見を正確に 行うため必要な 応用能力を有す ること。	1 基礎工事用 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。	1 基礎工事用 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。	1 基礎工事用 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。	3 補装用建設 機械による建 設工事の施工 を適確に行 う能力を有す ること。
2 補装用 建設機 械操 作 方法	2 締め固め 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能力を 有すること。	2 土木一式工 事の施工の管 理を適確に行 うため必要な 設計図書に 基づいて工事 現場における 施工計画を適 確に作成す ること。	2 監理技術者 補佐として、 土木一式工事の 施工の管理を 適確に行うた めに必要な法 令に関する知 識を有すること。	2 基礎工事用 建設機械(く い打機、く い抜機、大 口径掘削機 その他の工事 用建設機械をい う。以下同じ。) の操作を行 うため必要な 知識を有すること。	2 基礎工事用 建設機械の点 検及び故障の 発見を正確に 行うため必要な 応用能力を有す ること。	2 基礎工事用 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。	2 基礎工事用 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。	2 基礎工事用 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。	3 基礎工事用 建設機械によ る建設工事の 施工を適確 に行う能 力を有すること。

電気工事施工管理			建築施工管理		
定次検 第二	定次検 第一	定次検 第二	定次検 第一	定次検 第一	建築学等
施工管理法 法規	施工管理法 法規	電気工学等	施工管理法 法規	施工管理法 法規	図書に関する一般的な知識を有すること。 1 建築一式工事の施工の管理を行ったために必要な建築 学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する 一般的な応用能力を有すること。
1 監理技術者として、電気工事の施工の管理を行ったために必要な法律を有すること。 2 監理技術者として、電気工事の施工の管理を行ったために必要な法令に関する知識を有すること。 3 電気工事の施工の管理を行ったために必要な電気工学、 電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的 な知識を有すること。 4 電気工事の施工の管理を行ったために必要な発電設備、 変電設備、送配電設備、構内電気設備等（以下「電気設備」と いう。）に関する一般的な知識を有すること。 5 電気工事の施工の管理を行ったために必要な施工計画の作成方 法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工計画の作成 に必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、 安全管理等工事の施工の管理を行ったために必要な法律を有する うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、 安全管理等工事の施工の管理を行ったために必要な法令に関する 一般的な知識を有すること。 6 建設工事の施工の管理を行ったために必要な法律を有する うために必要な応用能力を有すること。 7 建設工事の施工の管理を行ったために必要な法令に関する 一般的な知識を有すること。	1 監理技術者として、電気工事の施工の管理を行ったために必要な法律を有すること。 2 監理技術者として、電気工事の施工の管理を行ったために必要な法令に関する知識を有すること。 3 電気工事の施工の管理を行ったために必要な電気工学、 電気通信工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的 な知識を有すること。 4 電気工事の施工の管理を行ったために必要な発電設備、 変電設備、送配電設備、構内電気設備等（以下「電気設備」と いう。）に関する一般的な知識を有すること。 5 電気工事の施工の管理を行ったために必要な施工計画の作成方 法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工計画の作成 に必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、 安全管理等工事の施工の管理を行ったために必要な法律を有する うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、 安全管理等工事の施工の管理を行ったために必要な法令に関する 一般的な知識を有すること。 6 建設工事の施工の管理を行ったために必要な法律を有する うために必要な応用能力を有すること。				

電気通信工事施工管理				機械工学等			
第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
施工管理法	法規	施工管理法	電気通信工学等	施工管理法	法規	施工管理法	電気通信工学等
1 監理技術者として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うこと。 3 監理技術者として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	1 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備等（以下「電気通信設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 2 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気通信工学、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 3 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者補佐として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。 3 監理技術者補佐として、建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	1 監理技術者として、電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、設計図書を正確に理解し、電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うこと。	1 監理技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備（以下「設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。 3 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	1 監理技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者として、管工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。

理管工施械機設建						目種定檢	別表第一 (第二条関係)	造園施工		
						定次檢	第一	区分	定次檢	第一
タ ー 系	潤滑 剤	石 油 燃	機 械 原 動 機	建 設 機	學 土 木 工	目 檢 定 科	施工管理法	法規	土木工学等	
潤滑剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。	1 トランクター系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。 3 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する概略の知識を有すること。	1 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する概略の知識を有すること。 2 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する概略の知識を有すること。 3 建設機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。	1 建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。 2 建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者として、建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 3 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。	1 監理技術者補佐として、建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。		
トランクター系	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。	1 トランクター系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 2 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。 3 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する概略の知識を有すること。	1 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する概略の知識を有すること。 2 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する概略の知識を有すること。 3 建設機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。	1 建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する一般的な知識を有すること。 2 建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	1 監理技術者として、建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。 3 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。	1 監理技術者補佐として、建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な応用能力を有すること。	園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。 2 建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。		

電気工事施工管			電気工事施工管			電気工事施工管			電気工事施工管		
法規	施工管	施工管	第一 次検			第二 次検			第三 次検		
			電気工事	電気工事	電気工事	電気工事	電気工事	電気工事	電気工事	電気工事	電気工事
建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な法令に関する概略の知識を有すること。	建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。
1 主任技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	1 主任技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	1 主任技術者として、建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。	1 建築一式工事のうち基礎及び躯体に係る工事の施工の管理を適確に行うために必要な概略の知識を有すること。	2 基礎及び躯体に係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。	2 基礎及び躯体に係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。	2 基礎及び躯体に係る建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。	3 主任技術者として、設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる応用能力を有すること。				
法規	施工管	施工管	第一 次検	第二 次検	第三 次検	第一 次検	第二 次検	第三 次検	第一 次検	第二 次検	第三 次検

						理管工施園造			
						第一 次検	第二 次検		
				施工管	法規	施工管	土木工 学等		
第三種		第二種		第一種	第一次検定科目	第二次検定科目	作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。		
	土木工学	建設機械原動機		土木工学	土木工学	トラクター系建設機械操作施工法	1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。		
	潤滑剤	シヨベル系建設機械施工法		潤滑剤	法規	施工管理法	1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。		
	モーター・グレーダー	モーター・グレーダー施工法		モーター・グレーダー操作施工法	施工管理法	モーター・グレーダー操作施工法	1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。 2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な基礎的な能力を有すること。		
						別表第三（第二条関係）			
				建設機械施 工管理	検定種目				

様式第1号〔規則第7条第1項及び第8条第1項〕

様式第1号「規則第7条第1項及び第8条第1項」		
技術修業登録申請書		
被登録者(おなじみ)が技術修業登録を受取ることについて、 関係者に通知して下さい。		
国土交通大臣 瞽 年 月 日		
受験種別 分	名	生 年 月 日
受験種目	姓	性 别
受験資格	年 龄	学年
受験者希望地	年 月	年 月
記入欄		
1. 受験区分の欄は、多種あるとする技術修業区分を記入することにして、第一種第一次修業登録とよぶ場合には、「第一種第一次修業登録」記入することとする。		
2. 受験種目欄は、第一種第一次修業登録の場合は「第二種第二次修業登録」を記入するものとし、「受験科目」の欄に「第二種第二次修業登録」の記入と併せて記入する。		
3. 「受験資格」欄は、「土木工事技術修業登録」又は「機械工事技術修業登録」に該当する場合を記入することにして、「土木工事技術修業登録」の記入と併せて記入する。		

様式第2号〔規則第8条第1項第4号〕

実務経験証明書

国土交通大臣

建設業法第27条に定める技術検定の受検資格について、下記の実務経験を証明します。

会社等名 称
年 月 日
地 址
註 明 者 氏 名
註 明 者 氏 名
註 明 者 洋 先

被証明者氏名 被証明者本籍			被証明者住所 (〒)	被証明者年月日		平成 昭和 年 月 日生
	被証明者年月日	被証明者住所		被証明者年月日	被証明者住所	
	年 月			年 月		
	年 月			年 月		
	年 月			年 月		
	年 月			年 月		
	年 月			年 月		
	年 月			年 月		
	年 月			年 月		

様式第3号〔規則第9条第1項〕

技術検定全部免除申請書				※番号		
建設業法第27条に定める技術検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。						
国土交通大臣 殿				年	月	日
ふりがな 氏名						
生年月日	年月日	本籍				
年齢	満年月	現住所				
※免除番号			受検種目(種別)			
免除を受けようとする受検区分		一級・二級 / 第一次検定・第二次検定				
検定の免除を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	名称	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日		備考		
		年	月	日		
		年	月	日		

記載方法

- この用紙は、1種目につき1枚を使用すること。
- ※印のある欄には記載しないこと。
- 数字は算用数字を用いること。
- 「免除を受けようとする受検区分」の欄は、免除を受けようとするものを○で囲むこと。

様式第4号〔規則第9条第1項〕

技術検定一部免除申請書						※番号	
建設業法第27条に定める技術検定の一部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。							
国土交通大臣 殿			年	月	日	ふりがな	氏名
生年月日 年齢	年月日 満年月	本籍 現住所					
※免除番号				受検種目(検定種別)			
免除を受けようとする受検区分	一級・二級／第一次検定・第二次検定						
免除を受けようとする受検科目							
検定の免除を受ける資格 に直接関係のある学歴、 試験、検定、免許	名称	学校等を卒業した年月日、試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日			備考		
		年月日					
		年月日					

記載方法

1. この用紙は、1種目につき1枚を使用すること。
2. ※印のある欄には記載しないこと。
3. 「免除を受けようとする受検区分」の欄は、免除を受けようとするものを○で囲むこと。
4. 数字は算用数字を用いること。

様式第5号(イ)〔規則第10条〕

1級技術検定受検票			
住所			
氏名			
受検種目		受検区分	
試験地		受検番号	
試験会場			

様式第5号(口)〔規則第10条〕

2級技術検定受検票			
住 所			
氏 名			
受検種目 (種別)		受検区分	
試験地		受検番号	
試 験 会 場			

様式第5号の2〔規則第13条〕

技術検定合格証明書交付申請書			
1級 2級	の	第一次検定 第二次検定	合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
地方整備局長 北海道開発局長	殿	年 月 日 氏名_____	
本 編			
現 住 所	郵便番号()	電話番号() -	
生 年 月 日	年 月 日	生	
技術検定の受検種目(種別)			

記載方法

1. 合格証明書の交付を受けようとする級及び受検区分を○で囲むこと。
2. 数字は算用数字を用いること。

様式第6号(イ) (規則第14条)

番 号

1級技術検定(第一次検定)合格証明書

氏 名

年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく に関する1級の第一次検定に合格したことを証し、1級 技士補と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣



様式第6号(ロ) (規則第14条)

番 号

1級技術検定(第二次検定)合格証明書

氏 名

年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく に関する1級の第二次検定に合格したことを証し、1級 技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣



様式第6号(八) (規則第14条)

番 号

2級技術検定(第一次検定)合格証明書

氏 名

年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく ()に関する2級の第一次検定()に合格したことを証し、2級 技士補()と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

様式第6号(二) (規則第14条)

番 号

2級技術検定(第二次検定)合格証明書

氏 名

年 月 日生

写真

建設業法の規定に基づく ()に関する2級の第二次検定()に合格したことを証し、2級 技士()と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

印

様式第7号〔規則第15条〕

技術検定合格証明書換申請書	※番号	
技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。		
地方整備局長 北海道開発局長 殿		
年 月 日		
住 所		
氏 名		
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日		
(2) 技術検定の受検区分及び受検種目(種別)並びに技術検定合格証明書の番号		
(3) 申請の理由		
氏名の変更 (新氏名) (旧氏名)		

様式第8号〔規則第16条〕

技術検定合格証明書再交付申請書	※番号	
技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。		
地方整備局長 北海道開発局長 殿		
年 月 日		
住 所		
氏 名		
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日		
(2) 技術検定の受検区分及び受検種目(種別)並びに技術検定合格証明書の番号		
(3) 再交付申請の理由		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 合格証明書の再交付手数料として納める収入印紙を貼る欄 申請者は消印をしないこと。 </div>		